

出雲市浸水し尿くみ取り料補助金交付要綱

(平成 17 年出雲市告示第 219 号)

改正 令和 8 年 3 月 31 日告示第 106 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害が発生し、浸水によるし尿くみ取りを実施した者に対し、くみ取り料を補助することにより、災害による救済を目的として、出雲市浸水し尿くみ取り料補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、出雲市補助金等交付規則(平成 17 年出雲市規則第 38 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「災害」とは、豪雨、洪水、高潮、津波その他異常な自然現象とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、市内に住所を有する者で、災害による床上若しくは床下浸水により、管理する便槽に雨水が流水したと認められるものとする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象者が居住する自宅の便槽のくみ取り
- (2) 補助対象者が営む店舗の便槽のくみ取り

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、し尿のくみ取りに要した費用の半額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、浸水し尿くみ取り料補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) し尿くみ取りにかかる領収書の写し
- (2) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定により申請があったときは、補助の可否の決定を行い、浸水し尿くみ取り料補助金交付決定(却下)通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

2 前項の通知は、補助金確定通知を兼ねるものとする。

(補助金の請求)

第 8 条 補助対象者が補助金を請求しようとするときは、浸水し尿くみ取り料補助金交付請求書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和8年3月31日告示第106号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

浸水し尿くみ取り料補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

浸水し尿くみ取り料補助金交付決定(却下)通知書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

浸水し尿くみ取り料補助金交付請求書

[別紙参照]